

令和3年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

改正基準(案) の該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 3 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、<u>1人であれば年5日、2人以上であれば年10日休暇取得できる。</u> <u>看護休暇は半日（所定労働時間の2分の1）単位で取得することができる。</u></p>	<p>【基本的考え方】 3 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、<u>労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇を取得できる。</u> <u>看護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</u></p>	法改正による修正及び文言修正
8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 4 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、<u>要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができる。</u> <u>介護休暇は半日（所定労働時間の2分の1）単位で取得することができる。</u></p>	<p>【基本的考え方】 4 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、<u>1年度において5日まで（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日）、介護のために休暇を取得することができる。</u> <u>介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</u></p>	法改正による修正及び文言修正
10	4 職員の状況 (1) 職員配置	<p>【関係法令等】 (5) 平成10年2月18日児発第85号「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」</p>	(削除)	当該通知の廃止

令和3年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
凡例	項目番号9 関係法令 及び通知等	平成10年2月18日児発第85号「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	根拠法令等見直し
凡例	項目番号10 関係法令 及び通知等	(追加)	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の導入について」	追加
凡例	項目番号14 関係法令 及び通知等	平成27年3月31日雇児発0331第1号、障発0331第16号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	根拠法令等見直し
凡例	項目番号15 関係法令 及び通知等	平成28年4月1日雇児保発0401第1号「「第3次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	根拠法令等見直し
凡例	項目番号16 関係法令 及び通知等	平成27年3月31日雇児母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	根拠法令等見直し
凡例	項目番号17 関係法令 及び通知等	平成27年3月31日、厚生労働省告示第199号「食事による栄養摂取量の基準」	令和2年1月21日、厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	根拠法令等見直し
凡例	項目番号47 関係法令 及び通知等	(追加)	令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	根拠法令等見直し
凡例	項目番号52 関係法令 及び通知等	令和元年5月21日交規. 施第966号「子供を交通事故から守るための緊急的な取組みへの協力依頼について」	(廃止)	根拠法令等見直し

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
7	1 保育の状況 (8) 保育の体制 イ 保育士の配置	<p>【基本的考え方】 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。ただし、保育所の開所時間（延長含む）を通じて常時2人を下回ってはならない。分園においても、入所児童の安全を確保する観点から常時2人以上の保育士を配置すること。 なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1名であり、かつ、常勤の保育士に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。</p> <p>【関係法令等】 (1)～(4) (略)</p>	<p>【基本的考え方】 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。ただし、保育所の開所時間（延長含む）を通じて常時2人を下回ってはならない（児童がいない場合は、子保発0214第1号参照）。分園においても、入所児童の安全を確保する観点から常時2人以上の保育士を配置すること。 なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1名であり、かつ、常勤の保育士に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。</p> <p>【関係法令等】 (1)～(4) (略) (5)子保発0214第1号</p>	文言整理及び説明の追加
7	1 保育の状況 (8) 保育の体制 イ 保育士の配置	<p>【基本的考え方】 常勤の保育士（法18条の18第1項の登録を受けた者又は規則附則第5項に定める者に限る。）が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組又はグループにかかる都条例上の保育士定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。</p> <p>【観点】 2 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。</p> <p>【関係法令等】 (1)事務取扱要綱第2-4(1)</p> <p>【評価事項】 (1)常勤の保育士を各組や各グループに1名（場合により2人）以上配置していない。 (2)組又はグループ編成が適切に行われていない。</p> <p>【評価】 C C</p>	<p>【基本的考え方】 常勤の保育士（法18条の18第1項の登録を受けた者又は規則附則第5項に定める者に限る。）が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組又はグループにかかる都条例上の保育士定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。 ただし、区市町村が待機児童解消のためにやむを得ないと認める場合に限り、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士及びその他の常勤職員以外の保育士をいう。）を充てても差し支えないものとする。 なお、このただし書きの適用については、子発0319第1号通知に定めるところによること。</p> <p>【観点】 2 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。 （短時間勤務の保育士の取扱いは適切か。）</p> <p>【関係法令等】 (1)事務取扱要綱第2-4(1) (2)子発0319第1号通知</p> <p>【評価事項】 (1)常勤の保育士を各組や各グループに1名（場合により2人）以上配置していない。 (2)組又はグループ編成が適切に行われていない。 (3)その他不適正な事項がある。</p> <p>【評価】 C C C</p>	文言整理及び説明の追加

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
17	3 健康・安全の状況 (5) 疾病等への対応 イ 感染症	<p>【基本的考え方】 感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、児童、職員ともに手洗いの徹底を図ること。使用するタオル等は、他人と共用しないこと。</p> <p>(感染症予防対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排便又は排便の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 <p>【参考】「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月 厚生労働省)</p>	<p>【基本的考え方】 感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。</p> <p>子供の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。</p> <p>タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。</p> <p>(感染症予防対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 <p>参考 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月 厚生労働省)</p>	文言整理及び説明の追加

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
17	3 健康・安全の状況 (5)疾病等への対応 ウ アレルギー疾患	<p>【基本的考え方】 アレルギー疾患を有する子供の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(追加)</p>	<p>【基本的考え方】 アレルギー疾患を有する子供の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(対策例) ○生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ○生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ○誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。</p> <p>参考 保育所保育指針 第3章1(3) ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。</p> <p>参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省) 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	文言整理及び説明の追加
17	3 健康・安全の状況 (5)疾病等への対応 ウ アレルギー疾患	<p>【観点】 1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <p>(追加)</p>	<p>【観点】 1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <p>・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。</p> <p>・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。</p> <p>・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。 施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子供の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。</p>	文言整理及び説明の追加

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
18	3 健康・安全の状況 (6)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>【基本的考え方】 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仰向けに寝かせる。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・児童のそばを離れない。子供を1人にしない。 (子供だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。 <p>【参考】平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について</p>	<p>【基本的考え方】 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 (0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。 <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	文言整理及び説明の追加
18	3 健康・安全の状況 (6)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>【観点】 1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 (追加) 2 (略)</p> <p>【評価事項】 (1)睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p>	<p>【観点】 1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 <p>2 (略)</p> <p>【評価事項】 (1)睡眠時チェック表を作成していない。</p>	文言整理

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
18~19	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>【基本的考え方】 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>【基本的考え方】 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例) ○危険な場所、設備等を把握しているか。 ○窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、<u>保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。</u> ・施設・事業者は、<u>あらかじめ点検項目を明確にし、定期的</u> <u>に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、そ</u> <u>の結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、</u> <u>また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</u> 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のため のガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>○児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子供の健康状態を把握し、<u>誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。</u> ・過去に、<u>誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥</u> <u>を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用し</u> <u>ないことが望ましい。</u> 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のため のガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	文言整理及び説明の追加

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
18~19	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園外保育時に携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・園外保育時に複数の保育士が対応しているか。 ・園外保育時の迷子、置き去り防止策を行っているか。 ・散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行っているか。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 	<p>【基本的考え方】</p> <p>○園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は子供の列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 <p>○目的地への到着時や出発時、帰園後の子供の人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。</p> <p>○散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 <p>参考 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p>	文言整理及び説明の追加
	<p>・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。</p> <p>(追加)</p>	<p>○プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月 内閣府）</p> <p>「保育所等での保育における安全管理の徹底について」（令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p>		

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		旧	新	
18~19	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>【観点】 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <p>・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。</p> <p>(追加)</p>	<p>【観点】 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <p>・<u>子供の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。</u></p> <p>・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。</p> <p>・<u>窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</u></p> <p>・<u>子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u></p> <p>・<u>園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。</u></p> <p>・<u>プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</u></p>	文言整理及び説明の追加
20	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応	<p>【観点】 事故が発生した場合に適切に対応しているか。</p> <p>(追加)</p>	<p>【観点】 事故が発生した場合に適切に対応しているか。</p> <p>・<u>事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。</u></p>	文言整理及び説明の追加